

令和3年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

令和4年1月28日

● 審査期間の目標及びその達成状況について

愛媛県労働委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内としています。

令和3年中に終了した事件は3件あり、うち1件は1年以内の目標期間内に終了しています。

● 不当労働行為事件の処理状況等

令和3年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、前年からの繰越4件（対前年比1件増）と新規1件（対前年同数）の計5件（対前年比1件増）です。

令和3年中に終了した事件は3件あり、うち2件は関与和解により、1件は取下げにより終了しています。なお、2件を翌年に繰り越しました。

事件番号	申立人	申立年月日	審査経過	終結年月日	申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
									労	使	
※ 平成31年 第1号	組合	31. 2. 19	<p>[調査]</p> <p>①元. 5. 13 ②元. 7. 10 ③元. 8. 9 ④元. 9. 20 ⑤元. 11. 18 ⑥元. 12. 27 ⑦2. 2. 17 ⑧2. 3. 23 ⑨2. 4. 27 注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ延期 ⑩2. 6. 29 ⑪2. 7. 27 ⑫2. 9. 4 ⑬2. 10. 19 ⑭2. 11. 30 ⑮3. 1. 12 ⑯3. 3. 25 ⑰3. 5. 17 ⑱3. 6. 21 ⑲3. 8. 2 ⑳3. 9. 13 注) まん延防止等重点措置の適用を踏まえ延期 ㉑3. 9. 21</p> <p>[審問]</p> <p>① 3. 10. 19 ② 3. 11. 30 ③ 3. 12. 21</p>	—	1 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	—	(長) 大熊 ・ 武智	弓立	~3.9.5 大西 3.9.6~ 八塚	係属中 (繰越)

事件番号	申立人	申立年月日	審査経過	終結年月日	申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
									労	使	
令和元年 第2号	組合	元. 5. 22 【追加申立て】 元. 8. 29	<p>〔調査〕</p> <p>①被申立人側 元. 9. 10</p> <p>①申立人側 元. 9. 30</p> <p>②元. 12. 10</p> <p>③2. 1. 9</p> <p>④2. 2. 6</p> <p>⑤2. 3. 10</p> <p>⑥2. 6. 2</p> <p>注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ延期</p> <p>⑥2. 7. 13</p> <p>〔審問〕</p> <p>①2. 8. 6</p> <p>②2. 9. 7</p> <p>注) 台風のため延期</p> <p>②2. 12. 4</p> <p>注) 新たな事実が判明し調査に変更</p> <p>〔調査〕</p> <p>⑦2. 12. 4</p> <p>⑧3. 2. 9</p> <p>⑨3. 4. 12</p> <p>⑩3. 5. 11</p> <p>⑪3. 6. 23</p> <p>⑫3. 8. 6</p> <p>⑬3. 9. 8</p> <p>注) まん延防止等重点措置の適用を踏まえ延期</p> <p>⑬3. 10. 29</p> <p>⑭3. 12. 23</p>	3. 12. 23	1 2 3	不利益取扱い是正 団交応諾 支配介入禁止 謝罪文の揭示・交付	関与 和解	(長) 大野 ・ 小田	砂田	柴田	947日
※ 令和元年 第3号	組合	元. 9. 30	<p>〔調査〕</p> <p>①元. 11. 18</p> <p>②元. 12. 27</p> <p>③2. 2. 17</p> <p>④2. 3. 23</p> <p>⑤2. 4. 27</p> <p>注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ延期</p> <p>⑤2. 6. 29</p> <p>⑥2. 7. 27</p> <p>⑦2. 9. 4</p> <p>⑧2. 10. 19</p> <p>⑨2. 11. 30</p> <p>⑩3. 1. 12</p> <p>⑪3. 3. 25</p> <p>⑫3. 5. 17</p> <p>⑬3. 6. 21</p> <p>⑭3. 8. 2</p> <p>⑮3. 9. 13</p> <p>注) まん延防止等重点措置の適用を踏まえ延期</p>	—	1 2 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止 謝罪文の揭示	—	(長) 大熊 ・ 武智	弓立	~3.9.5 大西 3.9.6~ 八塚	係属中 (繰越)

事件番号	申立人	申立年月日	審査経過	終結年月日	申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
									労	使	
			⑮ 3. 9. 21 【審問】 ① 3. 10. 19 ② 3. 11. 30 ③ 3. 12. 21								
令和2年第1号	組合 上部組合	2. 5. 20	【調査】 ① 2. 10. 30 ② 2. 12. 10 ③ 3. 2. 5 ④ 3. 3. 18 ⑤ 3. 5. 6	3. 6. 11	1 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	取下げ	村田	菅	本田	388日
令和3年第1号	組合	3. 9. 6	【調査】 ① 3. 11. 17	3. 12. 1	2	誠実団交実施	関与 和解	村田	田中	伊勢家	87日

※ 令和元年10月18日に両事件の併合を決定しました。

(参 考)

労働組合法第27条の18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。